

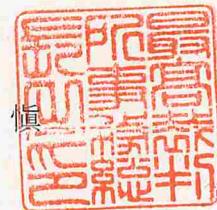
最高裁秘書第1296号

令和3年5月24日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書不開示通知書

4月6日付け（同月7日受付、第030060号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

弁護士会から東京高裁に提出された人的・物的基盤に関する要望書のうち、その必要性があるという意見が付されて東京高裁から最高裁に送付されたもの（直近の事例に関するもの）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

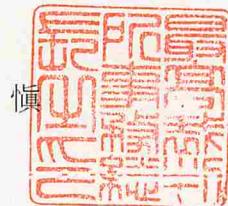
最高裁秘書第1326号

令和3年5月24日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書不開示通知書

4月6日付け（同月7日受付、第030061号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

弁護士会から大阪高裁に提出された人的・物的基盤に関する要望書のうち、その必要性があるという意見が付されて大阪高裁から最高裁に送付されたもの（直近の事例に関するもの）

2 開示しないこととした理由

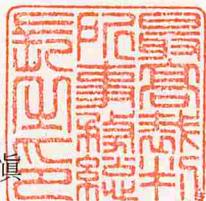
1の文書は、作成又は取得していない。

最高裁秘書第1316号

令和3年5月24日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様



最高裁判所事務総長 中 村 憲

司法行政文書不開示通知書

4月6日付け（同月7日受付、第030062号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

弁護士会から名古屋高裁に提出された人的・物的基盤に関する要望書のうち、その必要性があるという意見が付されて名古屋高裁から最高裁に送付されたもの（直近の事例に関するもの）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

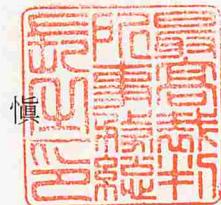
最高裁秘書第1297号

令和3年5月24日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書不開示通知書

4月6日付け（同月7日受付、第030063号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

弁護士会から広島高裁に提出された人的・物的基盤に関する要望書のうち、その必要性があるという意見が付されて広島高裁から最高裁に送付されたもの（直近の事例に関するもの）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

最高裁秘書第1327号

令和3年5月24日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書不開示通知書

4月6日付け（同月7日受付、第030064号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

弁護士会から福岡高裁に提出された人的・物的基盤に関する要望書のうち、その必要性があるという意見が付されて福岡高裁から最高裁に送付されたもの（直近の事例に関するもの）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

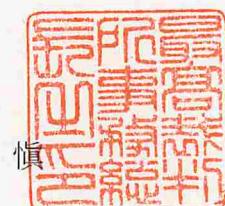
最高裁秘書第1317号

令和3年5月24日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書不開示通知書

4月6日付け（同月7日受付、第030065号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

弁護士会から仙台高裁に提出された人的・物的基盤に関する要望書のうち、その必要性があるという意見が付されて仙台高裁から最高裁に送付されたもの（直近の事例に関するもの）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

最高裁秘書第1298号

令和3年5月24日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書不開示通知書

4月6日付け（同月7日受付、第030066号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

弁護士会から札幌高裁に提出された人的・物的基盤に関する要望書のうち、その必要性があるという意見が付されて札幌高裁から最高裁に送付されたもの（直近の事例に関するもの）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

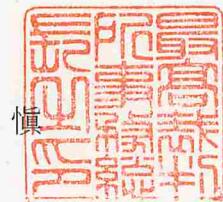
最高裁秘書第1329号

令和3年5月24日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



慎

司法行政文書不開示通知書

4月6日付け（同月7日受付、第030067号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

弁護士会から高松高裁に提出された人的・物的基盤に関する要望書のうち、その必要性があるという意見が付されて高松高裁から最高裁に送付されたもの（直近の事例に関するもの）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）